

個人情報適性管理規程

- 第1条 個人情報を取扱う事業所内の社員の範囲は、職業紹介事業部とすることとする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取扱う前条に記載する事業所内の社員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
- 第3条 第1条の個人情報取扱主任者は個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人から苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は職業紹介責任者とする。

（附則）

- 第1条 この規則は、平成27年7月1日から実施する。

茨城県水戸市平須町1828番地の192 平須ビル203
株式会社エントライズ